

平成23年度風力発電施設等に係る改正アセス法手続先行実施モデル事業 公募要領

平成23年6月
環境省総合環境政策局

1. 事業の概要及び目的

環境省では、風力発電施設及び地熱発電施設（以下、「風力発電施設等」という。）について、本年4月27日に公布された改正環境影響評価法（以下、「改正アセス法」という。）に準じた配慮書又は方法書手続に先行的に取り組む事業者のモデル的な取組を支援することにより、風力発電施設等に対する適切な環境アセスメントの推進・定着を図ります。

これにより、地球温暖化対策として期待されており、適切な環境配慮がなされた風力発電施設等の積極的な推進に貢献します。

2. 公募対象事業

公募の対象となるモデル事業は、風力発電施設等の設置の事業について、国及び地方公共団体を除く事業者が実施する取組のうち、改正アセス法に準じて配慮書又は方法書段階の検討並びに作成を行うモデル的な取組（4.採択の要件を満たすものに限る。）を対象とします。

3. 公募条件等

- (1) 応募は、風力発電施設等を設置しようとする事業者（以下「風力発電施設等設置事業者」という。）による提案を原則とし、風力発電施設等設置事業者以外の者が応募する場合は、風力発電施設等設置事業者との共同提案によるものとします。なお、風力発電施設等設置事業者等によって協議会等を設置している場合は、当該協議会等による応募でも構いません。
- (2) 本事業の受託者は、応募を行った者とし、2者以上の者が共同で提案を行う場合は、その主たる業務を行う者が一括して受託するものとします。
- (3) 委託事業は、当該年度に行われる事業とします。
- (4) 委託費は、1件あたり1,000万円～2,000万円程度を想定しておりますが、提案内容に応じ、予算（平成23年度は約1億円）の範囲内で委託します。

4. 採択の要件

本事業の採択要件は以下のとおりとします。

- (1) 風力発電施設等設置事業の発電容量の合計が1万kW以上であること。
- (2) 風力発電施設等設置事業に係る配慮書又は方法書段階の取り組みについて、改正アセス法に準じた手続（配慮書又は方法書の作成、住民説明会の開催、アセス図書の電子縦覧、住民、自治体からの意見聴取、環境影響評価の項目等の選定等。詳細は契約時に決定。）を制度施行前に先行的に行うものであること。
- (3) 配慮書又は方法書作成前に簡単な環境調査（現地調査を含む）を行い、環境調査結果を踏まえて、事業の位置、規模等又は施設の配置、構造等の検討、地域特性に応じた環

境影響評価の項目や調査・予測・評価の手法の選定などメリハリのある先進的な配慮書又は方法書の作成を図るモデル的性格を有するものであること。

5. 事業の選定

一般公募を行い、応募主体より提出された提案をもとに、発電容量、配慮書又は方法書策定プロセス、事前環境調査の内容及びその結果を受けたメリハリのある配慮書又は方法書の先進性等の観点から厳正に審査を行い、予算の範囲内で、優れた事業を選定します。

6. 応募に当たっての留意事項

受託者は、平成24年3月20日(火)までに事業実施結果について環境省に最終報告を行った上で、環境省へ事業報告書を提出するものとします。なお、本モデル事業は、4.採択の要件を満たす取組を国の委託事業として行うものであり、設備等に対する補助は含まれません。

7. 応募の方法について

(1) 応募書類の書式(応募様式)について

応募に当たり提出が必要となる書類は以下の書類とします。応募書類の作成に当たっては、必ず次の電子ファイルをダウンロードし、所定の様式に従って作成するようお願いいたします。また、応募書類に重大な不備等があった場合は、本モデル事業の選定対象外とさせていただきます。

- ・ 風力発電施設等に係る改正アセス法手続先行実施モデル事業提案(個票)
- ・ 風力発電施設等に係る改正アセス法手続先行実施モデル事業経費内訳【別紙】

(2) 応募書類の提出方法について

提出方法

ア) 電子メールの場合

応募様式の電子ファイルを電子メールの添付ファイルとして、以下のメールアドレス宛てに送信してください。なお、メールの件名(題名)を「平成23年度風力発電施設等に係る改正アセス法手続先行実施モデル事業応募」とし、添付ファイル名に、提案個票、経費内訳の種別及び申請者名(会社名、団体名)を記載してください。

- ・ 添付ファイル名の例:「提案個票(株式会社)」
- ・ メールアドレス: YUMIKO_MIYAMORI@env.go.jp、HIROMI_TANAKA@env.go.jp、
- ・ 注意事項: 電子ファイルを作成する保存形式は、Microsoft 社 Word2003 以下のバージョン形式としてください。使用するフォントについては、一般的に用いないものを使用しないでください。また、電子ファイル作成後 Microsoft 社 WindowsXP SP3 上で表示可能であることを確認し、自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。特に図表等を挿入する場合は、十分注意してください。なお、当該電子ファイルにマクロ等の機能を付与しないでください。このようなファイルは速やかに破棄・削除させていただきます。なお、当方の

メールサーバーの都合上、電子ファイルの容量が2MBを超える場合はメールを受け取ることができませんので御注意ください。

- ・受領の確認：応募様式を受領した後、送信を行ったメールアドレス宛てに担当者から受領した旨をそのまま返信します。メールを送信後、数日しても返信がない場合、うまく送受信されていない可能性があります。担当まで電話にてお問い合わせください。

イ) 郵送の場合

上記ア)と同様の応募様式を保存した CD-ROM と、応募様式をプリントアウトしたものを6部同封の上、下記宛先まで送付してください。

- ・宛先：〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 環境省総合環境政策局環境影響審査室 風力発電施設等に係る改正アセス法手続先行実施モデル事業担当
- ・封筒の表に赤字で「風力発電施設等に係る改正アセス法手続先行実施モデル事業応募書類在中」と必ず記載してください。
- ・受領の確認：応募様式を受領した後、様式に記載された Fax 番号宛てに担当者から受領した旨の Fax を送ります（もし Fax をお持ちでない場合は担当まで御連絡ください。）。数日しても Fax が届かない場合、書類が届いていない可能性があります。担当まで電話にてお問い合わせください。

提出いただいた応募書類について

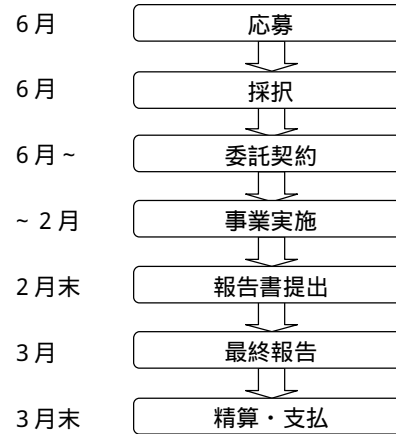
提出いただいた応募書類は、返却いたしません。また、応募書類等に含まれる個人情報 は、「平成23年度風力発電施設等に係る改正アセス法手続先行実施モデル事業」以外の目的で使用することはございません。

応募書類の受付期間

平成23年6月6日（月）～平成23年6月17日（金）必着

応募期間以降に当方に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募事業として受け付けません。

8. 事業の流れ(予定)



9. その他

公募に対する問い合わせは、下記担当者までお願いいたします。

<担当>

〒100 8975 東京都千代田区霞が関1 2 2
環境省総合環境政策局環境影響審査室 宮森、田中
TEL: 03-3581-3351(内線 6236) / FAX 03-3581-2697
Email: YUMIKO_MIYAMORI@env.go.jp
HIROMI_TANAKA@env.go.jp